

規制内容

①一禁止広告物（次のような広告物を表示することはできません。）

1. 著しく破損し、又は老朽化したもの
2. 倒壊し、若しくは落下し、又はそのおそれがあるもの

②一禁止物件（次の物件には原則として広告物を表示することができません。）

1. 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及び擁壁
2. 街路樹及び路傍樹
3. 信号機、道路標識、道路元標、里程標、道路上のさく及び駒止
4. 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
5. 郵便ポスト及び電話ボックス
6. 路上変電塔、送電塔、送受信塔及び照明塔
7. 煙突並びにガスタンク、水道タンク及び石油タンク
8. 銅像、神仏像及び記念碑
9. 史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物に指定された樹木、岩、塚等の物件

③一禁止地域（次の地域では原則として広告物を表示することができません。）

1. 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区及び緑地保全地区（都市計画法）
2. 重要文化財や県重宝に指定された建造物及びその周囲50メートル以内の区域並びに史跡名勝天然記念物に指定された区域（文化財保護法、県文化財保護条例）
3. 風致保安林として指定された区域（森林法）
4. 県自然環境保全地域等（県自然環境保全条例）
5. 国立公園、国定公園、県立自然公園（自然公園法、県立自然公園条例）
6. 高速自動車国道の全区間、自動車専用道路の全区間、道路の知事が指定する区間及びこれらの道路から展望できる地域で路肩端から500メートル以内の区域（ただし、都市計画区域においては路肩端から100メートル以内の区域）
7. 都市公園の区域（都市公園法）
8. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所、及びその敷地

④一許可地域（次の地域で広告物を表示するためには、原則として許可を受けなければなりません。）

1. 県立自然公園のうちで都市計画区域となっている区域
2. ③-6. に掲げる道路を除いた一般国道と県道の全区間と、一部市町村道の区間
3. ④-2. の道路及び東日本旅客鉄道(株)奥羽本線、五能線、青い森鉄道(株)青い森鉄道線から展望できる地域では路肩端又は路盤端から500メートル以内の区域
都市計画区域(禁止地域を除く)